

## 「計画の作成」と「定期の報告」について

### 計画の作成

#### 「自動車使用管理計画書」の提出について

提出対象事業者の方は、今後4年間の計画を作成し、「自動車使用管理計画書」を提出していただくことになります。（4年に1度の提出）

「**自動車使用管理計画書**」（国土交通省版作成システム）ファイルでの提出可

「**自動車使用管理計画書**」（Excel版 = 平成19年5月頃まで掲載予定）紙で提出

省令第1条には「目標年次は、3年から5年程度の将来の年次とする」とありますが、国土交通省では通達で「4年」としています。旧「自動車使用管理計画報告書」様式で3年間あるいは5年間の計画を作成した方も、4年で区切っていただくことになります。

提出対象事業者： 4年間の計画期間が満了になった方  
新たに特定自動車を30台以上使用することになった方

提出期限： 4年間の計画期間が満了になった方は、新たに計画が始まる年度の8月31日までに提出してください  
新たに特定自動車を30台以上使用することになった方は、その日から3ヶ月以内に提出してください

### 定期の報告

#### 「定期報告書」の提出について

計画を作成していただいた対象事業者の方は、計画期間内の実施状況「定期報告書」を提出していただくことになります。（毎年の提出）

「**定期報告書**」（国土交通省版作成システム）ファイルでの提出可

「**平成17年度定期の報告**」（Excel版 = 平成19年5月頃まで掲載予定）紙で提出

提出期限：翌年度の6月30日までに提出してください

4年間の計画期間中に、使用する特定自動車の台数が30台未満に減少した場合でも、計画期間中は報告していただく必要があります。

例えば...

例えば、平成15年度に最初の計画を作成した方は、4年間（平成15～18年度）の計画に対し、その年度分の報告を提出している訳で、平成18年度の報告を平成19年6月30日までに提出することで、ひとまず1サイクル目の計画が終了することになります。

ですから今度は、平成19年度を初年度とする4年間（平成19～22年度）の計画を作成し、平成19年8月31日までに、管轄する運輸支局を經由し関東運輸局長あて提出していただくことになり、この計画に対し、その4年間の各年度分の報告を次年度の（平成19年度分なら平成20年の）6月30日までに提出していただくことになります。

例えば、平成19年7月1日に使用する特定自動車の台数が30台を超えたとしますと、平成19年度を初年度とする4年間（平成19～22年度）の計画を作成し、対象事業者となった日から3ヶ月以内（この場合は平成19年9月30日まで）に、管轄する運輸支局を經由し関東運輸局長あて提出していただくことになり、この計画に対し、その4年間の各年度分の報告を次年度の（平成19年度分なら平成20年の）6月30日までに提出していただくことになります。

